

過疎等雇用改善地域の指定について

地域雇用開発助成金（注 1）の支給対象地域である過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第112条第2項第1号イ(2)の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域をいう（注 2）。）について、以下のとおり指定されましたので、お知らせいたします。

熊本県内における指定地域

上天草市

天草市

指定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

地域雇用開発助成金

（注1）過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、その地域に居住する求職者等を雇入れる事業主に対して、一定の条件で助成するものです。

（注2）改正の概要について、別紙1.2を参照

※地域雇用開発助成金に関するお問い合わせは、職業対策課分室（096-312-0086）までお尋ねください。

職雇地発 0330 第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
地域雇用対策課長

過疎等雇用改善地域の指定について

地域雇用開発助成金の支給対象地域である過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 112 条第 2 項第 1 号イ（2）の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域をいう。）について、下記のとおり指定したので、遺漏なきを期されたい。貴職におかれては、指定された地域（別紙 1 参照）を正確に把握し、関係公共職業安定所に周知するとともに、関係地方公共団体等（企業誘致を担当する部署、産業振興を担う関係団体等）に対し、当該助成金の概要と併せて周知いただき、その利用を勧奨するようお願いする。

記

過疎等雇用改善地域の判断基準に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ（2）の厚生労働大臣が指定する地域（平成 19 年厚生労働省告示第 273 号）について必要な改正を行い、指定した。

※ 改正の概要については別紙 2 を参照

※ 地域雇用開発助成金ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

過疎等雇用改善地域一覧(指定期間は全地域が平成31年3月31日まで)

(平成30年4月1日現在)

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	函館市	釧路市 士別市
	松前郡	松前町 福島町
	上磯郡	知内町 木古内町
	茅部郡	森町
	山越郡	長万部町
	檜山郡	江差町 上ノ国町 厚沢部町
	爾志郡	乙部町
	二世郡	八雲町
	久遠郡	せたな町
	奥尻郡	奥尻町
	瀬棚郡	今金町
	上川郡	和寒町 剣淵町 下川町
	白老郡	白老町
	勇払郡	むかわ町 厚真町
	中川郡	美深町 音威子府村 中川町
	苫前郡	羽幌町(焼尻島 天売島の区域)
	枝幸郡	浜頓別町 中頓別町 枝幸町
	礼文郡	礼文町
	利尻郡	利尻町 利尻富士町
	沙流郡	日高町 平取町
厚岸郡	厚岸町(小島の区域) 浜中町	
川上郡	弟子屈町	
阿寒郡	鶴居村	
白糠郡	白糠町	
青森県	西津軽郡	弘前市(旧中津軽郡相馬村の区域) 五所川原市 平川市(旧南津軽郡碓ヶ関村の区域)
	中津軽郡	鱒ヶ沢町 深浦町
	南津軽郡	西目屋村
	北津軽郡	大鰐町 板柳町 中泊町
岩手県	宮古市	大船渡市 久慈市 遠野市 陸前高田市 釜石市
	気仙郡	住田町
	上閉伊郡	大槌町
	下閉伊郡	山田町 岩泉町 田野畑村 普代村
九戸郡	野田村 洋野町	
宮城県	石巻市	塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市
	刈田郡	七ヶ宿町
	伊具郡	丸森町
	亘理郡	亘理町 山元町
	宮城郡	松島町 七ヶ浜町 利府町
	黒川郡	大郷町
	牡鹿郡	女川町
本吉郡	南三陸町	
秋田県	湯沢市	由利本荘市 にかほ市
雄勝郡	羽後町 東成瀬村	
山形県	酒田市(飛島の区域)	
福島県	福島市	会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市
	桑折町	国見町 川俣町
	大玉村	
	鏡石町	天栄村
	下郷町	檜枝岐村 只見町 南会津町
	耶麻郡	北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町
	河沼郡	会津坂下町 湯川村 柳津町
	大沼郡	三島町 金山町 昭和村 会津美里町
	西白河郡	西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町
	東白川郡	棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村
	石川郡	石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町
	田村郡	三春町 小野町
	双葉郡	広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村
	相馬郡	新地町 飯館村
茨城県	常陸太田市(旧久慈郡金砂郷町 旧同郡水府村 旧同郡里美村の区域) 常陸大宮市(旧東茨城郡御前山村 旧那珂郡山方町 旧同郡美和村 旧同郡緒川村の区域)	
	久慈郡	大子町
栃木県	芳賀郡	茂木町
群馬県	桐生市(旧勢多郡黒保根村の区域) みどり市(旧勢多郡東村の区域)	
埼玉県	秩父郡	東秩父村
千葉県	夷隅郡	大多喜町
東京都	西多摩郡	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村
新潟県	佐渡市	
岩船郡	粟島浦村	
石川県	輪島市(舳倉島の区域)	
山梨県	山梨市(旧東山梨郡牧丘町 旧同郡三富村の区域) 甲州市(旧東山梨郡大和村の区域)	
静岡県	熱海市(初島の区域)	
愛知県	豊田市(旧西加茂郡小原村 旧東加茂郡足助町 旧同郡旭町 旧北設楽郡稲武町の区域) 西尾市(佐久島の区域)	
知多郡	南知多町(日間賀島 篠島の区域)	
三重県	鳥羽市(神島、答志島、菅島、坂手島の区域) 志摩市(渡鹿野島の区域)	
滋賀県	高島市(旧高島郡朽木村の区域)	
京都府	相楽郡	笠置町 和束町 南山城村

都道府県名	郡名	市町村名
大阪府	南河内郡	千早赤阪村
兵庫県	南あわじ市(沼島の区域) 宍粟市	
	佐用郡	佐用町
奈良県	宇陀郡	宇陀市
	高市郡	曾爾村 御杖村
	吉野郡	明日香村 東吉野村
和歌山県	田辺市 新宮市	
	海草郡	紀美野町
	伊都郡	かつらぎ町 九度山町 高野町
	日高郡	由良町 印南町 日高川町
	西牟婁郡	白浜町(旧同郡日置川町の区域) すさみ町
	東牟婁郡	那智勝浦町 古座川町 北山村 串本町
島根県	雲南市	
	仁多郡	奥出雲町
	飯石郡	飯南町
	隠岐郡	海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町
広島県	府中市 廿日市市(旧佐伯郡吉和村 旧同郡宮島町の区域)	
	山県郡	安芸太田町 北広島町
	神石郡	神石高原町
山口県	下関市(蓋井島 六連島の区域) 萩市(見島 大島 櫃島 相島の区域)	
徳島県	阿南市(伊島の区域) 吉野川市(旧麻植郡美郷町の区域)	
	海部郡	牟岐町(出羽島の区域)
愛媛県	宇和島市(九島 嘉島 戸島 日振島 竹ヶ島の区域) 八幡浜市(大島の区域)	
高知県	室戸市 安芸市 須崎市 宿毛市(沖の島及び鶴来島の区域) 土佐清水市 四万十市(旧幡多郡西土佐町の区域)	
	安芸郡	東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村
	吾川郡	いの町(旧土佐郡本川村 旧吾川郡吾北村の区域) 仁淀川町
	高岡郡	中土佐町 越知町 禰原町 津野町 四万十町
	幡多郡	大月町 三原村 黒潮町
福岡県	北九州市(馬島 藍島の区域) 福岡市(玄界島 小呂島の区域) 宗像市(旧宗像郡大島村 地島の区域) 糸島市(姫島の区域)	
	糟屋郡	新宮町(相島の区域)
	田川郡	香春町 添田町
	京都郡	みやこ町
	築上郡	上毛町 築上町
佐賀県	佐賀市(旧佐賀郡富士町 旧神埼郡三瀬村の区域) 唐津市(高島 神集島 小川島 加唐島 松島 馬渡島 向島の区域) 神埼市(旧神埼郡脊振村の区域)	
	杵島郡	白石町
	藤津郡	太良町
長崎県	長崎市(旧西彼杵郡伊王島町 旧同郡高島町 旧同郡野母崎町 旧同郡外海町の区域) 佐世保市(宇久島 寺島 高島 黒島の区域) 平戸市(大島 度島 高島の区域) 松浦市(黒島 青島 飛島の区域) 壱岐市 五島市 西海市 南島原市	
	北松浦郡	小値賀町(六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島の区域)
	南松浦郡	新上五島町
熊本県	上天草市 天草市	
大分県	佐伯市(大入島、大島、屋形島、深島の区域) 津久見市(地無垢島 保戸島の区域)	
宮崎県	延岡市(旧東臼杵郡北方町 旧同郡北川町 旧同郡北浦町 島野浦島の区域) 日南市 日向市(旧東臼杵郡東郷町の区域) 串間市	
	東臼杵郡	美郷町 諸塚村 椎葉村
	西臼杵郡	高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
鹿児島県	出水市(桂島の区域) 西之表市 薩摩川内市(上甑島 中甑島 下甑島の区域) 南さつま市 奄美市 南九州市	
	鹿児島郡	三島村 十島村
	出水郡	長島町(獅子島の区域)
	熊毛郡	中種子町 南種子町 屋久島町
	大島郡	大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 天城町 伊仙町 和泊町 与論町
沖縄県	国頭郡	国頭村 大宜味村 東村 伊江村
	島尻郡	渡嘉敷村 座間味村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村

(別紙2)

雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が
指定する地域の一部を改正する件(概要)

平成30年3月
職業安定局雇用開発部
地域雇用対策課

1. 概要

雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第112条第2項に定める地域雇用開発コース奨励金については、同項第1号イからトまでに掲げる全ての要件を満たす事業主に支給されるものである。

当該要件のうち、イの(2)に規定する地域(人口の減少又は地理的条件等により事業所の設置又は整備が特に困難となっていることにより雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって当該地域の人口動態等を考慮した場合に雇用機会を特に増大させる必要があると認められるものとして、期間を付して厚生労働大臣が指定するもの。以下「過疎等雇用改善地域」という。)については、当課において、次の①から③までの判断基準のいずれかを満たす地域を「雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域」(平成19年厚生労働省告示第273号。以下「地域告示」という。)により公示し、毎年度最新のデータに基づく更新を行っているところ。

①過疎地域関係

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する「過疎地域」(同法第33条に基づき過疎地域とみなされる区域を含む。)であって、次のイ及びロを満たす地域であること。

イ 次の(1)又は(2)を満たす地域であること。

(1) 当該地域における15歳以上45歳未満の人口の対15歳以上人口(労働力人口)に対する比率が全国平均値の3分の2に当たる値未満であること。

(2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する「特定農山村地域」の区域の全部又は一部がその地域内にあること。

ロ 最近1年間(前年の1月～12月)の当該地域を管轄する公共職業安定所(複数の公共職業安定所にまたがる場合は原則として主たる公共職業安定所)における一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率が共に1倍以上でないこと(一般と常用の有効求人倍率の両方が1倍以上である場合のみ、支援の対象から外す。)

②離島関係

離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」から内海・内水面離島及び離島一部地域を除いた地域であって、最近1年間(前年の1月～12月)の当該地域を管轄する公共職業安定所における一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率が共に1倍以上でないこと。ただし、当該地域内に公共職業安定

所がない場合には、当分の間、当該一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率は1倍未満であるものとみなす。

③被災地域関係

福島県全域並びに岩手県及び宮城県の沿岸地域

今般、地域告示に定める期間が平成30年3月31日で満了することに伴い、新たに過疎等雇用改善地域を指定する必要があるため、最新のデータに基づく更新を行い、地域告示の改正を行うもの。

2. 改正内容

過疎等雇用改善地域の判断基準に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、北海道函館市他372地域を過疎等雇用改善地域に指定する。

3. 告示日等

告示日：平成30年3月30日

適用日：平成30年4月1日